

英国のEU離脱交渉の現状

—メイ政権の「白書」公表をうけて—

高橋和也

一、はじめに

今夏、英国政府がEU（欧州連合）離脱（ブレグジット）交渉に関する指針をまとめた「白書」を公表した。本稿では、「白書」の内容と公表後の動向を概観するとともに、今後の展望についても検討したい。

二、ブレグジット「白書」の概要

二〇一八年七月一二日、メイ政権は「英国と欧州連合の将来の関係」（以下、白書）と題する文書を公表した。直前の七月六日に首相の公式別荘チェッカーズで開かれた特別閣議で合意された内容（チェッカーズ合意）を踏まえた公式の交渉指針として、白書は大きな注目を集めた。これまで再三にわたって報道されてきたように、ブレグジットを巡っては保守党内でも穏健派と強硬派が

図表 1 「白書」の目次

概要	第 3 章 分野横断的およびその他の協力
第 1 章 経済パートナーシップ	3.1 要約
1.1 要約	3.2 データ保護
1.2 財	3.3 機密情報
1.3 サービスおよび投資	3.4 協力に関する協定
1.4 移動に関する枠組み	3.5 漁業機会
1.5 デジタル	第 4 章 制度整備
1.6 開放的かつ公正な競争	4.1 要約
1.7 社会経済的協力	4.2 実際的かつ柔軟なパートナーシップ
1.8 独立した通商政策	4.3 新たな対話の形態
第 2 章 安全保障パートナーシップ	4.4 運営規定
2.1 要約	4.5 紛争解決
2.2 共同安全保障	4.6 本国への説明責任
2.3 法の支配および刑事司法協力	結論および次のステップ
2.4 外交、防衛および開発援助政策	
2.5 より広範な安全保障問題	

[注] 筆者仮訳。

対立してきたが、白書の内容をみると「ソフト・ブレグジット」路線が明確になったといえよう。白書の内容は非常に広範な政策分野に及ぶが、特に注目されたのが「財の自由貿易地域」の設立と「円滑化された通関手続き」である。

メイ首相は、これまでも EU の単一市場や関税同盟から離脱し、EU とは新たな自由貿易協定 (FTA) の締結を目指すとしてきた。EU の関税同盟は、域内の無関税化と第三国への対外共通関税の設定によって成り立っている。したがって、現在では FTA 交渉などの加盟国の通商政策に関する権限の多くが、欧州委員会に一本化されている。また単一市場とは、「財・サービス・人・資本」の自由な移動が認められる EU 域内の共同市場であり、この四つの生産要素の自由な移動を妨げる関税以外の（例えば製品規格や免許制度の違いなどの）経済的障壁についても、規制の

撤廃や調和・統一によって取り除くことを目指すものである。

「財の自由貿易地域 (free trade area for goods)」は、経済統合の度合いとしては単一市場や関税同盟よりは緩やかなものといえる。ただし白書において、貿易地域内での農水産品・食品を含む全ての財に「共通ルールブック (common rulebook)」の導入を提案している点は目新しい。さらに、現在の財に関するEU法との調和を維持するとも述べている。一般に食品や製品の安全性に関する厳しいEU基準を考えれば、事実上、英国は財に関するEU基準に従うことを認めているのであって、これまでEUからの主権の回復を主張してきた交渉方針からは大幅な譲歩といえよう。

また、メイ政権は通関手続きの簡素化のため「円滑化された通関手続き (Facilitated Customs

Arrangement)」の導入も求めた。先に述べた通り、英国は関税同盟からは撤退することを目標としており、その場合、第三国に対する関税率は英国とEUの間で異なりうることになる。例えば、第三国から英国経由でEUを仕向地とする財について、まず英国境で英EUいずれかの関税の高い方を徴収する。最終的にEUにその財が輸出される場合、EUの関税の方が低ければ、事前に徴収した関税の必要分をEUへわたし、差分を輸業者者に返還する。英国の関税率の方が低く、また財が英国内に留まる場合にも、その差分を業者に返還するという仕組みを想定している。その代わり英・EU国境では通関手続きを出来る限り簡素化することを求め、結果的に英・EU国境は、「あたかも統合された関税領域のように (as if a combined customs territory)」なることを目指すとしている。ただし、右記の通り、実際にEUに

向かったかどうかを確認する必要などもあり、厳密には通関は無くならない。

英国にとって、「共通ルールブック」と「円滑化された通関手続き」という二つの制度を導入するメリットは、関税同盟を脱退することで日米などの第三国との通商政策の主権を取り戻しつつ、EUとの貿易に関しては、関税同盟に加入していた時に近い利益を得られる点である。これによって、工場の移転などを検討する製造業などを、国内に引き留めることを意図しているものと考えられよう。

ただ、「円滑化された通関手続き」は、煩雑な事務手続きが必要となる上に、最終的にどこに物品がとどまるかを追跡することは難しく、現実的ではないとみる向きも多い。また同制度導入の、具体的なタイムラインも不明である。これだけ複雑な制度を支える技術的なシステムを二〇一九年

三月末のブレグジット（あるいは移行期間とする二〇二〇年末）までにテスト期間も含めて構築できるのか大いに疑問である。

また、「円滑化された関税手続き」を機能させるためには、「共通ルールブック」に従い、英国が離脱後もEUと同じ基準（特に食品や農作物）を維持することが必要不可欠であるため、英国と貿易協定締結を目指す国にとっては大きな障壁となる。英国政府は世界との貿易協定締結に支障を生じないとし、オーストラリアやニュージーランドはこれに同調しているが、保守党内部からも、離脱後の英国の貿易協定に関する自己決定権を限定するものとして批判が噴出している。

三、サービス分野について

白書では、サービス分野の離脱後の取り決めに

ついで、具体的な点は曖昧である。英国経済にとって最も重要なサービス分野においては、単一市場の利点を享受することはできないと認めており、規制枠組みを含め独自の道を歩むとしている。一方、金融サービスについては、新たに包括的な取り決めるを行うようEUに呼び掛けている。

白書の中では、ブレグジットにより単一市場からも離脱し、域内での自由な営業を認める単一パスポート制度を失うため、新たな同等性評価に置き換えるというコミットメントがされている（その前提として、英国はEUと同等のルールが存在し、またEUと密接に関連した監督機関を持つと主張している）。つまり、白書では現行のEU域外国を対象とした同等性評価の枠組みは、EUと深く結びついた英国には不向きであり、新たな取り決めに求めるとしている。確かに、現行の金融サービスでの同等性評価の枠組みは、欧州委員会

の判断で簡単に失効してしまうなど問題点も多い。シテイが金融ハブとして機能していくという目的にかなったものではなく、何かしらの強化が必要といわれてきた。特に規制面での相互承認が、金融および専門サービス業界が継続して顧客にサービスを提供するための最善ルートともいわれていた。白書は、相互承認ではない方向性を示しており、金融界にとって打撃となる可能性すらある。特にシテイでは、相互承認などの具体的な提案をブレグジット交渉の場に持ち込まないことなどに対する不満の声が多い。

また英国政府およびシテイにとって大きな問題となるのは、同等性評価（あるいは相互承認）など金融サービスに関する新たな取り決めについて、英国の主張がEU側に拒否されたり、不利な扱いを受けた場合、報復することが困難であると予想されることである。英国の金融部門が国際業

務またはホールセール業務で EU から得る利益は、全体の四三%にのぼり、仮にこれが無くなれば英国の経常収支赤字は四〇%増加するという試算もある。また、シテイが現在の国際金融センターとしての地位を占めるに至った要因の一つは、開放的な市場アクセスを維持してきたからであり、これを制限することはできないと考えられるからである。

四、結びに代えて

ーブレグジットの今後の見通し

七月六日のチェツーカーズ合意後、七月八日に強硬離脱派のデービス離脱担当相が辞任を表明し、一〇日にはジョンソン外相がこれに続くも、メイ首相は七月一二日に本稿で取り上げた白書を議会に提出した。野党の一部の支持も得て僅差で議会

承認を勝ち取ったが、その過程で強硬離脱派からの修正案を受け入れざるを得ず、今度は穏健離脱派の反発を招いており、依然苦しい議会運営を迫られることに変わりはない。

デービス氏の後任に指名されたラブ EU 離脱担当相は、七月一九日と二六日に EU のバルニエ首席交渉官と協議をおこなっており、EU 側は新たな交渉のたたき台として白書が提出されたことと、安全保障分野で EU との協力維持が盛り込まれたことを建設的であると評価した。ただし、「財の自由貿易地域」については、EU の基本理念である「財・サービス・人・資本」の四つの自由移動を損なう懸念があると指摘している。また、英国経由で EU に運ばれる財に関して、英国が関税徴収業務を代行する「円滑化された通関手続き」にも、バルニエ氏は「EU が関税徴収を他国に委ねることはない」と明言している。この提

案は、ブレグジットの最大の障壁とみられている
アイルランドと北アイルランドの国境問題に関し
て、「ハード・ボーダー（検問所を設けて関税徴
収やパスポート検査をすること）」を回避する方
法として英国政府が考えだしたものが、EUは
英国がEUの関税同盟にとどまり、さらに北アイ
ルランドについてはEUの単一市場にもとどまる
ことでこの問題を解決するべきとの見解を示して
いる。ただし、これまで見たように、この案では
英国は第三国とのFTAを締結することができな
くなることに加え、英国からの分断を懸念する北
アイルランドの強い反発もあり、到底受け入れら
れるものではない。

EUも英国も一〇月をめどに離脱協定と政治宣
言で合意し、二〇一九年三月末のブレグジットの
期限までに必要な法整備を行うと表明してきた。
ただし、残された時間は少なく、英国がEUとの

合意なしにブレグジットの日を迎えるリスクシナ
リオの可能性が高まりつつある。「合意なしの離
脱（“no deal” Brexit）」となった場合、二〇二〇
年一二月末までを「移行期間」として、EUと英
国の通商関係を可能な限り維持するとの合意も無
効になる。「移行期間」が設定されなければ、英
国時間の二〇一九年三月二九日二三時（大陸欧州
時間では同三月三〇日〇時）から英国とEUの間
では通関手続きが必要になり、物流が大幅に滞
ると予想される。欧州委員会は七月一九日にブレ
グジットに備えた対応を加盟国や企業に呼びかける
文書を公表したが、その中で「合意なし」のブレ
グジットも想定シナリオに入れて準備するよう呼
びかけた¹⁾。最近の世論調査では、メイ首相が七月
に打ち出した穏健離脱路線の支持はわずか一三％
にとどまり、強硬離脱支持の二七％を明確に下
回っている。ただ、最も支持が高いのはEU残留

の四八%であった。このため、EU離脱の是非を問う国民投票を実施するべきとの意見が広まりつつあるが、果たしてメイ政権にそのような決断を下すだけの実行力が残されているのか。英国の政局とブレグジット交渉は正念場を迎えることになる。⁽²⁾

(注)

- (1) 英国政府も、八月三日に二〇以上の分野について、「合意なし」のブレグジットを想定した対策を公表した。税関での手続き増加に対する対策や、医薬品の備蓄を進めるなど多岐にわたる。一方でアイルランドと北アイルランドの国境問題では、貿易などの扱いはアイルランド政府に問合わせよう勧告するなど明確な方針を示しておらず、公表の遅さに批判が出ている。日本経済新聞電子版「英政府「合意なし離脱」で対策 貿易・金融停滞懸念」二〇一八年八月二二日配信 (<https://www.nikkei.com/article/DGX-MZ034531640T20C18A8EAF000/>)
- (2) 八月二二日のラープ離脱担当相とバルニエ首席交渉官の会合後の発表では、「一〇月までの合意は可能」としながら

も、遅くとも「一二月はじめ」までの合意が不可欠だと、若干の遅れに含みを持たせている。日本経済新聞電子版「英離脱交渉「一〇月合意」先送りも、EU首席交渉官」二〇一八年八月二二日配信 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ0344359308A820C1000000/>)

【参考文献】

Department for Exiting the European Union, *The future relationship between the United Kingdom and the European Union*, 12 July 2018. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf)

(たかはし かずや・当研究所研究員)